

基本問題小委員会において出された意見（抜粋）

（注）本資料は、「基本問題小委員会において出された意見」として総会に提出した資料の中から、12年度税制改正に関する答申に向けた検討の便宜のため、一部抜粋したものです。

○ 金融課税等（抜粋）

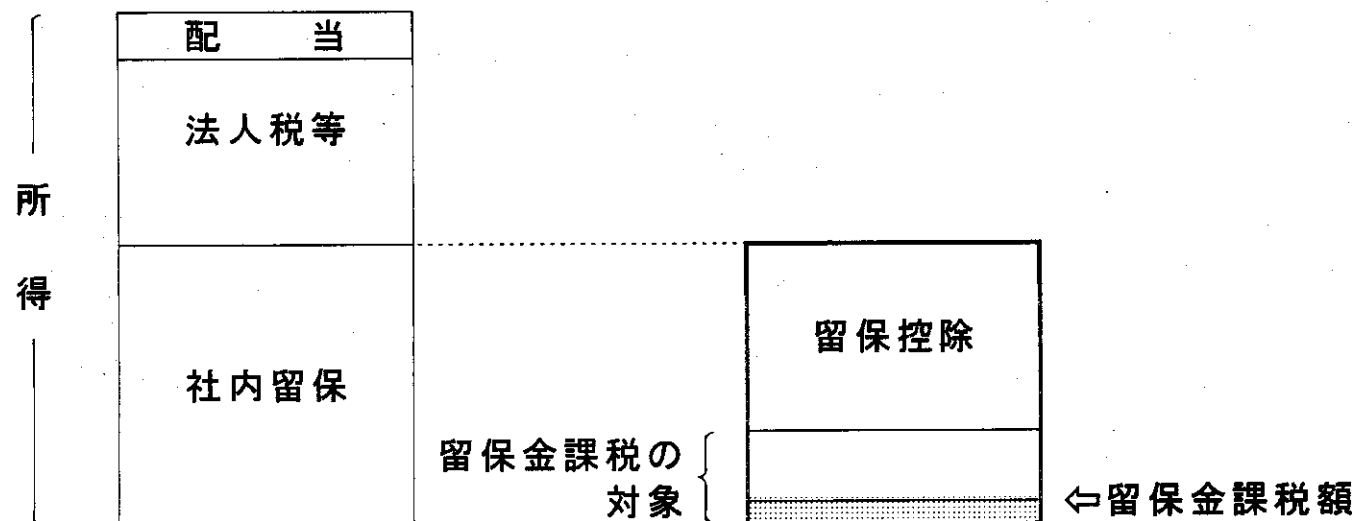
（エンジェル税制）

- ・ エンジェル税制については、株式譲渡益について分離課税制度をとっている下で、一般の所得との損益通算を認めることは、税の公平の観点から問題があり、また、株式投資のリスクを税制で配慮することには、自ずから限度があるのではないか。

同族会社の留保金課税制度の概要

$$\text{留保金課税額} = [\text{所得} - (\text{配当} + \text{法人税等}) - \text{留保控除}] \times \text{税率}$$

- (1) 留保控除額
- 所得基準額…所得等の金額 × 35%
 - 定額基準額…年 1,500万円
 - 積立金基準額…期末資本金の25%相当額 - 利益積立金
- 最も多い金額
- (2) 税率
- 年 3,000万円以下の部分…10%
 - 年 1億円以下の部分…15%
 - 年 1億円超の部分…20%



法人課税小委員会報告（抄）

平成8年11月
税制調査会

第2章 課税ベースに関する個別的検討

13. 同族会社に対する留保金課税

現行法人税法では、同族会社が各事業年度の所得のうち留保した金額から留保控除額を控除した残額に対し、10%から20%の税率で追加的に特別の法人税を課税することとしている。同族会社に対する留保金課税については、中小企業の自己資本の充実に阻害するものであり、廃止ないし非課税水準の大幅な引上げを行うべきであるとの指摘がある。

しかし、留保金課税制度は、同族会社の過大な所得の留保部分に対して一定の課税を行うことにより、間接的に配当支出の誘因としての機能を果たしつつ、法人形態による税負担と個人形態によるそれとの負担差を調整しようというものである。現行の法人税と個人所得税の基本的仕組みを前提とする以上、当然に必要とされる制度であると考える。

留保金課税制度については、非課税とされる「金額基準」が累次にわたって引き上げられ、適用法人数の割合がかなり小さくなっていることからみても、現行の水準は既に相当高いものとなっている。したがって、現行の「金額基準」の引上げは、本制度の趣旨からみて、適当ではないと考える。

なお、欠損金の繰越控除の適用により当期の所得が生じない場合であっても留保金課税が行われるのは問題ではないかとの意見があり、これに対しては、当期の所得の社内留保に着目する留保金課税の趣旨からは当然のことであるとの意見があった。

租税特別措置等の整理合理化

最近の主な税制調査会答申（租税特別措置及び非課税等特別措置関係）

○ 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成10年12月税制調査会〕

二 平成11年度税制改正の諸課題

4 租税特別措置等

- (1) 租税特別措置・非課税等特別措置については、累次の答申で指摘してきたように、特定の政策目的を実現するための政策手段であって、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外であることから、その時々を経済社会情勢を踏まえた整理・合理化を進める必要があります。

特に、今回は、法人課税の実効税率が大幅に引き下げられることも踏まえながら、租税特別措置等については、課税の適正化の観点から、政策目的が合理的か、政策手段として妥当か、利用の実態が低調となっていたり、一部の者に偏っていないかなどの点について十分吟味を行い、引き続き整理・合理化を行うことが適当です。

○ 平成10年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成9年12月税制調査会〕

二 平成10年度税制改正の課題

1 経済構造改革と法人税制改革

(7) その他の検討課題

租税特別措置・非課税等特別措置については、当調査会において、それらが特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税制の基本原則の例外措置であることから、その徹底した整理・合理化が適当であると提言してきました。例えば、これまでの答申で指摘してきている事業税の社会保険診療報酬に係る課税の特例措置の見直しについて、検討することが必要です。

○ 租税特別措置による減収額(20,740億円)の内訳(平成11年度ベース)

所得税 11,030億円(53.2%)				法人税 7,580億円(36.5%)		その他
住宅ローン控除	生・損保控除	老人 マル 優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(26.6%)	(13.7%)	(3.3%)	(9.5%)	(15.3%)	(21.2%)	(10.3%)
5,510億円	2,850億円	690 億円	1,980億円	3,180億円	4,400億円	2,130億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収(+8,380億円)がある。

企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前 項目数	整 理 合 理 化 項 目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化 項 目 数		
平元	81 件	2 件	30 件	2 件	81 件
2	81	5	17	6	82
3	82	3	23	1	80
4	80	3	23	4	81
5	81	0	19	4	85
6	85	6	18	3	82
7	82	4	23	1	79
8	79	4	23	2	77
9	77	2	25	2	77
10	77	1	32	5	81
11	81	4	31	2	79

(備考) 上記の計数は、企業関係租税特別措置（増収効果のあるものを除く。）についてとりまとめたものである。

なお、上記のほか、経済対策として2項目の創設がある。